

# 池田町交流センター かえでの会 規約

## 第1条（名称及び所在地）

本会は「池田町交流センター かえでの会」（以下「かえでの会」）と称し、事務局を池田町公民館内に置く。

## 第2条（目的）

かえでの会は池田町交流センター（以下「センター」）を「それぞれが気軽に集い 楽しみ くつろぐ居場所」として魅力的な施設にしていくために、センター運営に参画することを目的とする。

## 第3条（構成）

かえでの会はセンター運営に参画する意欲のある団体及び個人（以下「会員」）により構成される。

## 第4条（運営）

かえでの会は会員が主体的な運営を行う。但し当面の間、池田町町民活動サポートセンターが運営を支援する。

## 第5条（任務）

1 かえでの会の全会員は次の活動を行う。

- (1) 施設運営サポート活動
- (2) 交流活動
- (3) その他センター運営上必要と認める活動

2 かえでの会は次の部会を置き、自ら希望する会員により活動を行う。

- (1) 展示ギャラリー
- (2) 講座・イベント
- (3) 図書館
- (4) 広報
- (5) その他センター運営上必要と認める活動

## 第6条（部会長）

かえでの会は必要に応じて各部会に部会長を置くことができる。なお、部会長は部会員の互選により選出する。また任期は2年とし、再任は妨げない。

## 第7条（会議）

- (1) かえでの会は全体会議及び部会会議をそれぞれ年1回以上開催する。
- (2) 全体会議及び部会会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

## 附則（施行期日）

この規則は、平成31年1月18日から施行する。